

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 9 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 4 月 27 日  
至 令和 3 年 4 月 27 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 9 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 3 年 4 月 27 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○	○	農 地
2	田 代 幸 男	○	○	農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	欠		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明  
主 幹 齊藤嘉重  
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 会務報告  
日程 3 報告第 5 号 農用地等のあっせん結果  
日程 4 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消  
日程 5 議案第 23 号 農用地利用集積計画の作成の要請  
日程 6 議案第 24 号 農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表  
日程 7 議案第 25 号 現況証明願

開会 午前10時2分

議長 これより第9回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は8名であります。  
石田委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
1番 中河委員、2番 田代委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。  
3月31日、「職員の定年退職に伴う辞令交付」、翌日、4月1日の「職員の人事異動発令に伴う辞令交付」には、私が出席しております。  
4月8日、「令和3年度釧路地方農業委員会連合会通常総会」は弟子屈町で開催され、私と事務局が出席しております。  
4月16日、「現況調査」には、酒井委員、峯田委員、松田委員、事務局が出席しております。  
同日、「白糠町新農業ビジョン推進協議会総会」は福祉センターで開催し、私が出席しております。  
4月20日、「あっせん及び現況調査」には、對木委員、中河委員、田代委員、石田委員、事務局が出席しております。  
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第5号「農用地等のあっせん結果」についてを議題といたします。  
ここで私と渋谷委員は、会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席し、職務代理者に務めていただきます。  
酒井委員、お願いいたします。  
暫時休憩します。

《林会長、渋谷委員退席》

職務代理者 (酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 報告第5号「農用地等のあっせん結果」  
令和3年3月24日開催の第8回総会において付託となった農用地等の

あっせんについて、あっせん委員会を開きあっせんしたので、次のとおり報告する。

令和3年4月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸 様

あっせん委員会 委員長 對木範誉

記

あっせん調書から抜粋した内容になります。

次のページをおめくり願います。

号別1につきましては、あっせん不成立となったため、農地中間管理機構（北海道農業公社）による買入れ協議に移行する内容です。

また、あっせん申出地の一部につきましては、農地、採草放牧地以外の判定となったところから、現況調査の対象地にしております。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

職務代理者  
(酒井委員)

ここで、あっせん委員より経過報告を求めます。

對木委員長、お願いいたします。

對木委員

3番 對木です。

報告第5号、●●●さん申し出地のあっせんの経過についてご報告いたします。

令和3年3月24日、第8回総会終了後、第1回あっせん委員会を開催しましたので、先ずはその内容について報告いたします。

あっせん希望者の取りまとめ対象地域については、対象地域を茶路沢全域として、あっせん候補者名簿登載者より●●●名の登載者を選定し、取りまとめ期日を4月9日までとすることで決定いたしました。

また、第2回あっせん委員会を、4月20日開催とすることとして、第1回あっせん委員会を終了しております。

第2回目のあっせん委員会では、4名の農業委員及び事務局職員で現地確認を実施しております。

現地確認後は、役場会議室にて土地の査定とともにあっせん候補者の選定をとりおこなったところです。

希望者は●●●名で、希望団地につきましては、全団地となります。

申出者である ●●●氏の希望価格と●●●の希望価格につきましては、委員会査定金額と差があったため、あっせんが不成立となりました。

そのため、農地中間管理機構による買入れ協議が必要とされることから農地中間管理機構に移行させていただきます。また、現況が農地以外の箇所が見受けられたことから、農地、採草放牧地以外の判定とさせていただきます。

以上のとおり、本あっせんが不成立したことをご報告します。

職務代理者  
(酒井委員)

ありがとうございます。

報告第5号の質疑をお受けいたします。

暫時休憩します。

《暫時休憩》

会議を再開します。  
引き続き質疑を受けます。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 (酒井委員) ご異議なしと認めます。  
よって、報告のとおり承認いたします。  
暫時休憩します。

《林会長、渋谷委員入室》

《議長交代》

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第4 議案第22号「農地法第3条の規定による許可処分取消」についてを議題といたします。

恐れ入りますが、ここで峯田委員は会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

暫時休憩いたします。

《峯田委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第22号「農地法第3条の規定による許可処分取消」

下記のとおり農地法第3条の規定による許可処分取消申請があったので、許可について本会の審議を求める。

令和3年4月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 貸主 ●●●

借主 ●●●

次のページになります。

前回、第8回総会にてお認めいただいた内容であります。

取消事由ですが、経営移譲年金受給者への農地返還後の適格な処分のため、農業経営基盤強化促進法による貸貸借に対応する必要があることから、農地法第3条の許可書は取り消しとするという内容です。

本来であれば、3条申請ではなく基盤強化法による利用設定にしなければ

ればならなかったものを、3条の扱いで許可をしてしまったということ  
であります。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第22号の質疑をお受けいたします。

松田委員 難しい言葉が並んでいてよくわからないのですが、わかりやすく説明  
してください。

斉藤主幹 農地法の3条につきましては、相對の契約、これは農業委員会固有の  
許可事務であります。今回は3条でお認めいただいたのですが、●●●  
様におかれましては、経営移讓年金受給者であります。この経営移讓年  
金を受給するにあたりましては、●●●様から●●●様に無償の使用貸  
借という契約を結んでいました。その土地を前回の総会では一部解約  
した上で、新たに利用させる●●●様ということなのですが、これを3  
条でということなのですが、もともと経営移讓年金の性質から申します  
と、農地法3条ではなくて経営基盤強化法による利用権設定をしてくだ  
さいという法律上明記されております。

その条件は10年以上の使用貸借または賃貸借にしてもらわないと引き  
続き経営移讓年金は受給できませんということになります。

3条がまったくだめかといえば、そうではなくてその土地を解約し  
た代替地があれば、要するに相手に貸した土地を別の方から借りるとか、  
減った面積に見合う部分を同じく代替地として所有したり借りることが  
できれば3条でも可能なのですが、今回につきましては、一方的に面積  
が減って、他の方に貸すということですからそれは3条ではできません。

そのため前回の総会では3条でお認めいただいたのですが、利用権設  
定をしまえば、それで済むことだったので、ただ利用権設定は  
利用調整が必要になってきますので、通常利用調整といいますとあっせ  
ん等が一般的かもしれませんが、必ずしもあっせんという方法でなく  
ても年金というのはイコール利用権設定ですから、それでやらなければ  
ならないということだったので。

松田委員 《マイクは入っていない》

田代委員 これって単純に●●●さんに賃貸することは決まりごとですよ。要  
は●●●さんにやる方法として3条か利用集積、今回は年金のためにや  
るものだから3条は使えません。残るのは利用集積しかないということ  
で、前回3条でやったのを取りやめて今回利用集積で再度上げ直したと  
いう話ではないか。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第22号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号につきましては、原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。

《峯田委員入室》

会議を再開します。

日程第5 議案第23号「農用地利用集積計画の作成の要請」についてを議題といたします。

なお、議案中、号別1につきましては、峯田委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

また、号別2と3につきましては、私と渋谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。

暫時休憩します。

《峯田委員退席》

会議を再開します。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第23号「農用地利用集積計画の作成の要請」

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和3年4月27日提出

白糖町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」

号別1であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●になります。

以上、号別1の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま説明のありました、議案第23号 号別1の質疑をお受けいたします。

(出席委員)

(なし)

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第23号 号別1につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

《峯田委員入室》

会議を再開します。

続いて、号別2と3になりますので、私と渋谷委員は一度退席します。  
酒井委員、お願いいたします。

暫時休憩します。

《林会長、渋谷委員退席》

職務代理者  
(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 それでは、議案第23号中 号別2、3の説明をさせていただきます。  
借受人はすべて●●●様となっておりますので一部説明を省略させていただきます。  
号別2であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の●●●年間。  
号別3であります。貸付人 ●●●様、年間●●●の●●●年間。  
以上、議案第23号 号別2、3の議案の説明させていただきます。

職務代理者  
(酒井委員) 議案第23号中、号別2、3について質疑をお受けします。

(出席委員) (なし)

職務代理者  
(酒井委員) 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第23号中、号別2、3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者  
(酒井委員) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第23号 号別2、3につきましては、原案のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

《林会長、渋谷委員入室》

《暫時休憩、議長交代》

議 長 会議を再開します。

日程第6 議案第24号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の

公表」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹

議案第24号「農業委員会の活動の点検・評価、活動計画の公表」

農業委員会の活動の点検・評価、活動計画（案）を策定したので本会の審議を求める。

令和3年4月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

内容について、ご説明いたします。

本計画は、農業委員会が行なう法令事務と促進等事務の判断の透明性や公平性、また、外部・内部を問わず、はっきり見える活発な活動が強く求められていることに伴い、平成21年より義務付けされたものであり、今回につきましては、令和2年度計画の活動の点検・評価と令和3年度の活動計画を設定し、広く公表するものであります。

まず、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の記載内容についてであります。

I 農業委員会の状況、農業の概要につきましては、主に2015年農林業センサスに基づき記載しております、また、農地台帳面積、農業委員の実数につきましては、今日時点の実数となっております。

次のページの

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、令和2年度の集積実績になります、あらかじめ集積目標を100haとしていましたが、実績では204.35haとなり、目標値につきましては、達成することができました。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状では、去年は参入がありませんでした。ちなみに令和元年度の2経営体は株式会社M&Sと株式会社もりもりふぁーむが農業法人として参入しております。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価、Vの違反転用への適正な対応は該当ございません。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検は、令和2年度中、11件の実績となっております。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は、9法人となっております。

4の情報の提供等は、賃貸借、所有権の移動をとりまとめ、町のホームページに反映、また農地台帳の内容の一部がインターネットを通じて閲覧することができますので、本日の総会後にインターネットの農地台帳に反映させております。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、町のホームページを通じて要望・意見を募ります。1カ月間ホームページにこの内容を掲載し、その後あらためて農業委員会の総会でお諮りしたと考えております。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

I 農業委員会の状況になりますが、これも主に農林業センサスの数値になります。

II 担い手への農地の利用集積・集約化では、集積目標を100haで設定させていただきました。これは利用集積の期間満了による再設定とあっせんによる集積で、昨年と同数の数値を計上させていただきました。

III 遊休農地に関する措置の令和3年度の目標及び活動計画になります。調査実施時期につきましては8月頃から10月に実施するものとなりますが、時期につきましてはみなさまにご相談の上、実施したいと考えています。

これをもって、議案第24号の説明とさせていただきます。

議長 議案第24号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第24号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第25号「現況証明願い」についてを議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長 議案第25号「現況証明願い」  
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願出があったので、  
証明について本会の審議を求める。

令和3年4月27日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、願出人 ●●●

号別2、●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●ほか、●●●筆になります。面積は合計で●●●平方メートル。公簿地目は「牧場、畑」であります。土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。

願出理由は地目変更です。

号別2の所在地は、●●●ほか、●●●筆になります。面積は合計で●●●平方メートル。公簿地目は「牧場、畑」であります。土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。

願出理由は地目変更です。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

議長　　それでは、調査にあたりました、現況調査委員の酒井委員長、對木委員長より調査報告をお願いします。

酒井委員　　8番　酒井です。  
現況調査の結果について報告します。  
4月16日、私と峯田委員、松田委員の3名において現地を確認いたしました。  
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。  
以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長　　對木委員長、報告をお願いします。

對木委員　　3番　對木です。  
現況調査の結果について報告します。  
4月20日、私と中河委員、田代委員、石田委員の4名において現地を確認いたしました。  
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。  
以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長　　議案第25号についての質疑をお受けいたします。

(出席委員)　(なし)

議長　　質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)　　(「異議なし」の声あり)

議長　　ご異議なしと認めます。  
よって、議案第25号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。  
これをもって、第9回農業委員会総会を閉会いたします。

( 閉会時間　午前11時00分 )